別表第十一中三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四　鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄	算定排出量算定期間において廃棄された鉄道事業又は軌道事業の用に供されていた整流器に封入されていたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

別表第十二中一の項を削り、二の項を一の項とし、同項の次に次のように加える。

二　マグネシウム合金の鋳造	算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用されたふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）

別表第十二の三の項の中欄中「、半導体素子等の製造等」を「の製造等又は粒子加速器の使用」に改め、同項の下欄のホを次のように改める。

ホ　環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、算定排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふっ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該粒子加速器の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十二中三の項を四の項とし、同項の前に次のように加える。

三　半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふっ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

別表第十三の二の項の下欄中「当該使用された三ふっ化窒素」を「当該三ふっ化窒素」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第四条から第七条まで及び別表第七から別表第十二までの規定は、令和六年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房令

○内閣官房令第五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年九月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［2・3　略］ 4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～七　略］ 八　命を受けて内閣感染症危機管理統括庁の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及び関係事務を総括整理するほか、内閣感染症危機管理監、内閣感染症危機管理監補及び内閣感染症危機管理対策官を助け、内閣感染症危機管理統括庁の事務の整理に関する事務を処理するもの ［九・十　略］ ［5～7　略］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～七　同上］ 八　内閣官房に置かれた新型コロナウイルス等感染症対策推進室の事務を掌理するもの ［九・十　同上］ ［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

省令

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月一日

文部科学大臣　永岡　桂子

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1～3　［略］	**附　則** 1～3　［同上］